

名家連ニュース

令和7年11月30日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052) 846-5576 NO. 1074 号

障害年金不支給事案に関する点検状況

年度内にかけて月2,000件程度のペースで点検を進め、その進捗状況は、毎月公表する。
点検状況の公表日現在の最新の情報(速報値)は下記のとおりです。

	点検済件数(R6.12.24 原処分まで)	支給となる件数
令和7年11月28日現在	8,375件	335件(4.0%)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tenken.html>

《参考》障害年金受給権者の現状

第5回社会保障審議会年金部会(2023年6月26日)の資料より

障害年金受給者の就労状況



➤年齢階級別の就業率について、平成21(2009)年と令和元(2019)年とを比較すると、全ての年代において就業率が上昇している。また、国民年金・厚生年金ともに、概ね年齢が上がるにつれて就業率が下がる傾向。

➤現在就業している障害年金受給者について、1年間の仕事による収入をみると、厚生年金、国民年金ともに「～50万円」(厚生年金計:23.9%、国民年金計:52.1%)が最も多くなっている。

➤障害種別・障害等級別の障害年金受給者の就業率を見ると、いずれの障害種別でも就労率は高まっている。



制度・等級、本人労働収入階級別構成割合

		本人の仕事による年間収入(単位:万円)									
		計	～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～	不明
国民年金・厚生年金		100.0	46.9	17.4	12.0	7.0	6.3	3.8	1.9	2.5	3.2
厚生年金	計	100.0	23.9	16.1	13.2	9.6	12.2	9.5	5.5	8.1	2.0
	1級	100.0	26.5	15.5	14.0	7.8	11.1	8.2	4.8	8.9	3.1
	2級	100.0	32.4	17.2	11.4	8.8	10.8	7.4	4.4	5.4	2.3
	3級	100.0	16.5	15.2	14.6	10.5	12.4	11.5	6.5	10.3	1.5
国民年金	計	100.0	52.1	17.7	11.6	6.3	4.6	2.2	1.0	0.9	3.5
	1級	100.0	56.4	11.3	8.5	4.7	7.3	4.8	1.9	0.8	4.1
	2級	100.0	50.6	19.9	12.7	6.9	3.7	1.2	1.2	1.0	3.3

障害年金受給者(20～59 歳)の就労率(障害等級別・障害種別)

	平成21 (2009) 年			平成26 (2014) 年			令和元 (2019) 年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	38.1%	47.9%	18.6%	43.4%	52.0%	25.7%	48.0%	58.6%	34.8%
厚生年金1級	19.6%	-	-	20.7%	-	-	24.7%	-	-
厚生年金2級	42.2%	-	15.3%	45.3%	-	18.7%	50.9%	-	28.9%
厚生年金3級	59.6%	-	25.5%	66.2%	-	39.8%	73.5%	-	4.7%
国民年金1級	32.6%	28.4%	8.5%	35.2%	31.1%	11.8%	39.1%	32.4%	17.2%
国民年金2級	39.4%	64.1%	20.6%	49.9%	66.5%	27.3%	51.4%	75.3%	36.4%

障害年金受給者の世帯収支の状況

➤ 障害年金受給者世帯の年間収入(年金収入を含む。)について中央値をとると、厚生年金・国民年金計で193万円となっており、これは国民生活基礎調査における全世帯の年間所得金額の中央値437万円よりも低くなっている。

➤ 1か月あたりの世帯の生活費(臨時的な支出を除く)をみると、厚生年金計では「10～15」万円の割合が最も高く、国民年金では「5～10」万円の割合が最も高い。



		世帯収入（単位：万円）											1か月あたりの生活費（単位：万円）												
		計	～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～600	600～800	800～	不明	中央値	計	～5	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～40	40～	不明		
厚生年金・国民年金計		100.0	22.9	13.2	12.0	16.1	11.3	6.5	4.1	3.9	2.9	7.0	193	厚生年金・国民年金計		100.0	8.8	22.2	19.1	15.5	11.6	7.7	4.3	2.5	0.2
厚生年金	計	100.0	10.8	17.5	13.7	19.0	13.2	7.8	5.4	4.8	3.1	4.7	215	厚生年金	計	100.0	4.6	17.3	22.7	19.8	14.0	9.1	5.0	2.3	0.3
	1級	100.0	4.2	13.8	16.6	24.6	14.9	8.1	5.0	4.4	2.6	5.7	225		1級	100.0	3.3	12.6	22.4	19.7	16.8	10.3	5.4	2.5	0.4
	2級	100.0	8.8	22.2	14.9	18.6	12.6	7.1	4.7	4.0	2.4	4.7	205		2級	100.0	4.4	18.2	23.4	20.7	13.0	8.5	4.7	2.0	0.2
	3級	100.0	17.4	11.6	10.2	16.9	13.3	8.6	6.9	6.3	4.5	4.3	226		3級	100.0	5.6	18.1	21.5	18.2	14.2	9.6	5.2	2.8	0.3
国民年金	計	100.0	26.0	12.1	11.5	15.4	10.8	6.2	3.7	3.6	2.9	7.6	185	国民年金	計	100.0	9.8	23.5	18.1	14.4	11.0	7.4	4.1	2.5	0.2
	1級	100.0	29.4	11.6	10.2	14.2	9.9	6.4	3.3	3.6	3.3	8.0	174		1級	100.0	10.8	25.5	15.1	12.9	10.7	7.8	4.4	2.6	0.2
	2級	100.0	24.0	12.5	12.4	16.1	11.4	6.1	4.0	3.6	2.6	7.3	190		2級	100.0	9.2	22.3	20.0	15.3	11.2	7.1	3.9	2.4	0.2

● 「本人の仕事による年間収入の表」を見てみると、就労できていても全体の約47%が年収50万円未満となっています。

● 障害の種類で比較した場合、依然として「精神障害」の就労率は3割台に留まり、障害者雇用促進法においても、障害者の中でもっとも多い精神障害者の就労割合は増えていません。

障害年金の申請や更新については、不支給を未然に防止するために、「各家族会」及び「家族による家族相談(052-842-8878)」を活用しましょう！

